



三豊市 保育施設・認定こども園(保育所枠) 利用案内

～ 令和6年4月の1次募集受付期間は **11/1(水)～11/24(金)** です～

(2次募集は12/1(金)～2/9(金)。受付期間を過ぎてからの申込については、利用希望月が5月以降となります。)

幼稚園・認定こども園・保育所(園)・小規模保育事業所の利用を希望される方は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定は保護者の就労状況等とお子さんの年齢により区分され、利用できる施設が分かれます。(既に認定を受けた人には、ピンク色の「支給認定証」をお渡ししています。)

1 三豊市の幼稚園・認定こども園・保育施設の概要

幼稚園 3～5歳児 (1号認定)	認定こども園 幼稚園枠(3～5歳児 1号認定) 保育所枠(3～5歳児 2号認定) (0～2歳児 3号認定) 幼稚園と保育所の機能を合わせ持った施設です。	保育所 0～5歳児 (2号認定) (3号認定) 施設により受入年齢が異なります。	小規模保育事業所 0～2歳児 (3号認定)
-------------------------------	---	---	------------------------------------

2 年齢別概要表

年齢により利用可能な施設が異なります。

※幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を希望の方は「令和6年度三豊市幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)利用案内」をご覧ください。

【3歳～5歳児】

利用施設名	利用時間	利用等の要件	保育料
幼稚園 (1号認定)	平日 教育時間 8:30～14:00 (認定こども園「虹ヲわたり」・「スマはび丘の上 station」は8:30～14:30) ※夏休み・冬休み・春休み長期休業あり ※就労等の保育を必要とする事由がある場合は、平日や長期休業中の 預かり保育が利用できます 。	・公立の幼稚園・幼稚園型認定こども園(幼稚園枠)は住所により通園区域が決まっています。	無料 ※預かり保育は新2号(就労等の認定)を受けた場合無料
認定こども園 幼稚園枠 (1号認定)			
認定こども園 保育所枠 (2号認定)	平日 ・標準時間 7:30～18:30(最長11時間) (認定こども園「虹ヲわたり」は7:00～18:00) ・短時間 8:30～16:30(最長8時間) ※施設によって延長保育の実施あり 土曜 公立: 7:30～12:30(最長5時間) 私立: 上記の時間に加え午後の保育もあり ※高瀬南部、松崎保育所も午後の保育あり	・就労等の保育を必要とする事由が必要 ・利用選考あり	無料
保育所 (2号認定)			

【0歳～2歳児】

利用施設名	利用時間	利用等の要件	保育料
保育所 (3号認定)	平日 ・標準時間 7:30～18:30(最長11時間) (認定こども園「虹ヲわたり」は7:00～18:00) ・短時間 8:30～16:30(最長8時間) ※施設によって延長保育の実施あり 土曜 公立: 7:30～12:30(最長5時間) 私立: 上記の時間に加え午後の保育もあり ※高瀬南部、松崎保育所も午後の保育あり	・就労等の保育を必要とする事由が必要 ・利用選考あり	・非課税世帯無料 ・課税世帯は保育料一覧表による ・お子さんが複数人いる場合は、条件によって保育料軽減あり
認定こども園 保育所枠 (3号認定)			
小規模保育事業所 (3号認定)			

3 対象児童

令和6年度の保育施設等利用対象児童は次のとおりです。

保育年齢	生 年 月 日	
0 歳児	生後2ヶ月(5月7日)目から	・小規模保育園 ひまわり
	生後2ヶ月を経過した翌月から	・認定こども園 虹ヲわたり ・小規模保育園 おひさまランド(令和5年4月~変更)
	生後3ヶ月を経過した翌月から	・高瀬南部保育所 ・めみか保育園 ・認定こども園 スマはび丘の上 station ・小規模保育園 つぼみ・スマはび保育園茶々station スマはび保育園空と海 station
	生後8ヶ月を経過した翌月から	・公立保育所(高瀬南部保育所除く) ・仁尾こども園 ・財田こども園
1 歳児	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日生	
2 歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日生	
3 歳児	令和2年4月2日 ~ 令和3年4月1日生	
4 歳児	平成31年4月2日 ~ 令和2年4月1日生	
5 歳児	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日生	

4 三豊市内の保育施設等一覧

住所にかかわらず、市内どこの保育施設等にも申込可能です。

【保育所一覧】 ☆印がついている保育施設は、運営業務を(株)小学館アカデミーが行います。

区分	施設名	所在地	電話番号(0875)	受入年齢	定員
公立保育所	高瀬中央保育所	高瀬町新名797番地1	72-5986	8ヶ月~5歳	140
	高瀬南部保育所(☆)	高瀬町下麻653番地2	74-6232	3ヶ月~5歳	120
	山本保育所	山本町大野455番地2	63-3019	8ヶ月~2歳	90
	三野保育所	三野町大見甲3864番地1	72-5343	8ヶ月~5歳	160
	豊中保育所	豊中町本山甲2256番地1	62-2010	8ヶ月~2歳	120
	松崎保育所(☆)	詫間町松崎2780番地445	83-2115	8ヶ月~5歳	90
	詫間保育所	詫間町詫間2024番地2	83-2143	8ヶ月~5歳	120
	須田保育所	詫間町詫間5798番地	83-3037	1歳~5歳	70
私立保育所	めみか保育園	豊中町岡本324番地1	23-6911	3ヶ月~5歳	60

【認定こども園一覧】

区分	施設名	所在地	電話番号(0875)	受入年齢	定員
公立認定こども園	幼稚園型認定こども園 山本幼稚園	山本町大野423番地	63-3555	3歳~5歳	(1号) 30 (2号) 120
	幼保連携型認定こども園 仁尾こども園	仁尾町仁尾丁636番地1	82-3292	8ヶ月~5歳	(1号) 15 (2・3号) 135
	幼保連携型認定こども園 財田こども園	財田町財田上1417番地1	67-2160	8ヶ月~5歳	(1号) 15 (2・3号) 110
私立認定こども園	幼保連携型認定こども園 虹ヲわたり	高瀬町比地181番地1	23-6690	2ヶ月~5歳	(1号) 12 (2・3号) 48
	幼保連携型認定こども園 スマはび丘の上 station	高瀬町上高瀬2024番地2	72-0083	3ヶ月~5歳	(1号) 15 (2・3号) 30

【小規模保育事業所一覧】

区分	施設名	所在地	電話番号(0875)	受入年齢	定員
私立小規模保育事業所	小規模保育園つぼみ	豊中町本山甲667番地5	23-7235	3ヶ月~2歳	12
	小規模保育園おひさまランド	高瀬町羽方349番地1	23-7336	2ヶ月~2歳	12
	小規模保育園ひまわり	三野町下高瀬1541番地1	73-4635	2ヶ月~2歳	19
	スマはび保育園 茶々station	高瀬町下勝間131番地1	24-8131	3ヶ月~2歳	19
	スマはび保育園 空と海 station	三野町下高瀬1285番地2	24-8105	3ヶ月~2歳	19

5 利用基準

保育施設・認定こども園（保育所枠）の利用申込ができるのは、保護者が就労や疾病などにより、お子さんを家庭で保育することができないと認められる場合です。

「下の子の保育に手がかかるため」「集団生活に慣れさせるため」等の理由では利用申込できません。

利用要件は次の項目をすべて満たす必要があります。

- 三豊市内に住民登録されている児童であること（※保護者も住民登録されていること）
- 保護者のいずれもが下記の「保育を必要とする事由」に該当していること
- 各施設の受入年齢の条件を満たしていること

【保育を必要とする事由】

事 由	保護者の状況	利用できる期間
	必要な書類	
① 就労	月60時間以上の就労をしている	就労が継続している間
	就労証明書または自営業申立書（※欄外参照）	
② 妊娠・出産	母親が産前産後であること	分娩予定月の前後2ヶ月
	母子手帳(写)	
③ 疾病・障がい	病気やけが、障がい有しており、保育が困難な状態	疾病等が回復するまで
	診断書または障害者手帳(写)	
④ 親族の介護・看護	親族を常に介護することが必要で、保育が困難な状態	介護・看護の必要がなくなるまで
	状況申立書と診断書等	
⑤ 災害・復旧	地震、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで
	罹災証明等	
⑥ 求職活動	求職活動のため、保育が困難な状態	3ヶ月間
	求職活動申出書	
⑦ 就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学中	就学期間中
	就学証明書、就学時間が確認できる書類	
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると市が認める場合	必要な期間
	届出(写)	
⑨ 育児休業	育児休業取得中に、既に保育サービスを利用している子どもがいて継続利用が必要であること	原則、育児休業に係る下の子の1歳に達する月の末日まで (詳細は次ページをご覧ください)
	それが分かる書類 ※転入予定者は在所(園)証明書	
⑩ その他市が認める場合	上記以外の理由で児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合	必要な期間
	それが分かる書類	

(※) 本人・配偶者・祖父母が経営者で、親族のみが従事している会社等で就労している場合は、「自営業申立書」を提出してください。

- ・就労時間が「月60時間以上」の目安としては、1日4時間で就労日数が月15日を超える場合となります。
- ・上記①～⑩の要件に該当しなくなった場合(保育を必要とする理由がない場合)は、利用解除(退園・退所)となります。例えば、求職活動の3ヶ月が経過しても就労できなかった場合などです。

<育児休業中の保育施設等利用の取扱いについて>

◆育児休業中に新規で利用申込する場合

育児休業中に申し利用が決定した場合、利用月の翌月中旬までに職場復帰することが利用の条件となります。

例) 令和6年4月1日～利用希望 ⇒ 令和6年5月15日職場復帰

◆施設利用中に出産したお子さんの育児休業を取得する場合

上のお子さんの施設利用中に下のお子さんが生まれた場合、利用中の児童の環境の変化に配慮し、原則、下のお子さんの1歳に達する月の末日まで育児休業を取得しながら在籍することができます。

○在籍が認められる期間は、新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日までとなります。

※育児休業期間が生まれたお子さんの1歳に達する月より短い場合、
在籍期間は育児休業が終了する月の末日までとなります。

※育児休業期間が生まれたお子さんの1歳に達する月より長い場合、
在籍期間は生まれたお子さんが1歳に達する月の末日までとなります。

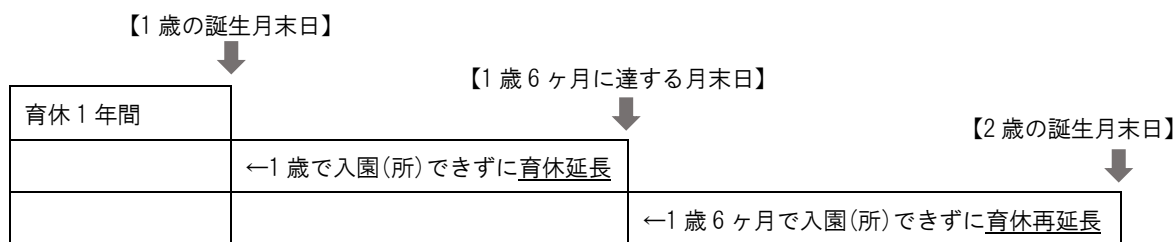


ただし、生まれたお子さんの1歳の誕生月の保育施設等利用申請を行い、入園(所)できず育児休業を1歳6ヶ月まで延長した場合は、在籍が認められる期間も1歳6ヶ月に達する月の末日までに延長することができます。

○生まれたお子さんの1歳6ヶ月に達する月の保育施設等利用申請を行い、入園(所)できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、在籍が認められる期間も満2歳に達する月の末日まで再延長することができます。

○生まれたお子さんが満1歳に達する日が属する年度の初日の前日に、上のお子さんが5歳に達している場合は、育児休業を1年を超えて取得する場合でも、引き続き利用することができます。

◆新たに生まれたお子さんの入園(所)状況により、利用中のお子さんの在籍期間が変わります◆



※上のお子さんが、5歳児クラスの場合は、育児休業を1年を超えても年度末まで在籍できます。

6 保育時間

曜日	利用可能時間
月曜日～金曜日	2つの区分のいずれかに分かります。 【標準時間】7時30分～18時30分(最長で11時間) 【短時間】8時30分～16時30分(最長で8時間) 求職活動と育児休業は短時間認定になります。 ※私立認定こども園「虹ヲわたり」は、【標準時間】7時00分～18時00分 ※施設によって延長保育を実施しています。
土曜日	7時30分～12時30分(最長で5時間) (高瀬南部保育所、松崎保育所、私立保育所、私立認定こども園及び小規模保育事業所については、午後も実施しています。利用可能時間は各施設にお問合せください。)

※ 標準時間認定でも、実際に施設を利用できるのは、保護者が保育できない時間のみです。

※ 短時間認定の場合、8時30分～16時30分を超えた場合は延長保育となり、別途延長保育料が必要となります。

※ 公立保育所・公立認定こども園の延長保育料は、1時間につき100円です。(8時30分前と16時30分以降のそれぞれで必要)

※ 私立保育所・私立認定こども園及び小規模保育事業所の延長保育料については、各施設にお問合せください。

※ 土曜保育を利用できるのは、保護者の方が就労等で保育できない場合のみです。

7 ならし保育

入園(所)後ならし保育があります。

初めての利用は、お子さんにとって心身ともに大きな負担となります。入園(所)後情緒が安定し、集団生活が楽しく送れるようになるまで、「ならし保育」を行っています。通常3週間程度です。

8 利用申込に必要な書類

※以下の利用申込書類の内容が事実と相違する場合は、保育施設等を利用できなくなる場合があります。

☆以下①～③の様式データは、市ホームページに掲載しています。ご利用ください。

- ① 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書……………児童1人につき1枚
- ② 三豊市保育施設等利用申込補助調査票……………児童1人につき1枚
- ③ 保育が必要であることを証する書類(就労証明書、各種手帳の写し等)…保護者各1通
- ④ 出産予定のある方 母子手帳のコピー
(保護者名が分かる「表紙」と「分娩予定日」が記載されているページ)
- ⑤ ひとり親世帯の方はそれが分かる書類
(「児童扶養手当証書」または「ひとり親医療費受給資格者証」等の写し)
- ⑥ 障害者手帳等をお持ちの方(児童本人・保護者・きょうだい)はそれが分かる書類
(「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等の写し)
- ⑦ マイナンバーの番号が確認できるもの…単身赴任者・転入予定者など三豊市に住所のない保護者のみ
例：個人番号カードの写し・個人番号通知カードの写し・住民票(個人番号が入ったもの)の写し
国内に住所がない場合は別途保育料算定に必要な書類の提出を求めることがあります。

9 利用申込書類の提出について

保育施設等利用希望者は毎年度申込みが必要です。

受付時間……午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

※申込書類が揃っていない場合は、受付を行うことができませんのでご注意ください。

※申込期間を過ぎてからの申込については、利用希望月が翌月以降となります。

★出産予定の方も受付します。詳しくは、保育幼稚園課(TEL:73-3036)までご相談ください。

【4月利用希望の受付期間】

	申 込 期 間	受付場所	結果通知(予定)
1次募集	令和5年11月1日(水) ～11月24日(金)	利用希望の保育施設等 または 保育幼稚園課	令和6年1月下旬
2次募集	令和5年12月1日(金) ～令和6年2月9日(金)	保育幼稚園課のみ	令和6年2月下旬

【年度途中(5月以降)の利用希望受付期間】

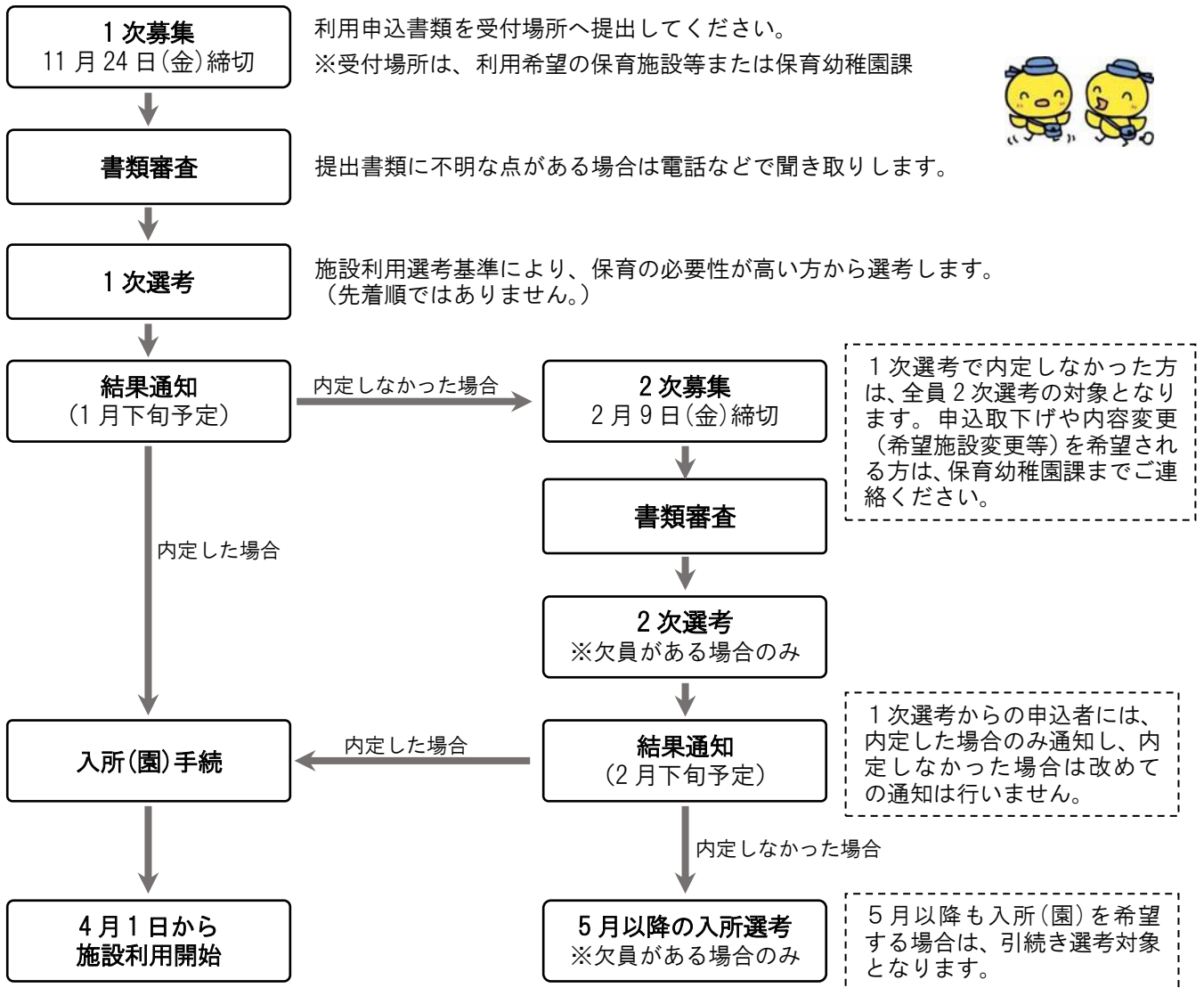
(0・1・2歳児の年度途中での利用は、申込者数が多く例年難しい状況です。ご了承願います。)

申 込 期 間	受付場所	結果通知(予定)
令和5年12月1日(金)～利用希望月の前々月25日まで 例：① 5月1日からの利用希望 ⇒申込み締切：3月25日まで ② 6月17日からの利用希望(「小規模ひまわり」0歳児のみ月途中可) ⇒申込み締切：4月25日まで ③ 7月1日からの利用希望 ⇒申込み締切：5月24日まで(*) *25日が市役所閉庁日の場合、その前の開庁日	保育幼稚園課 のみ	利用希望月の 前月上旬

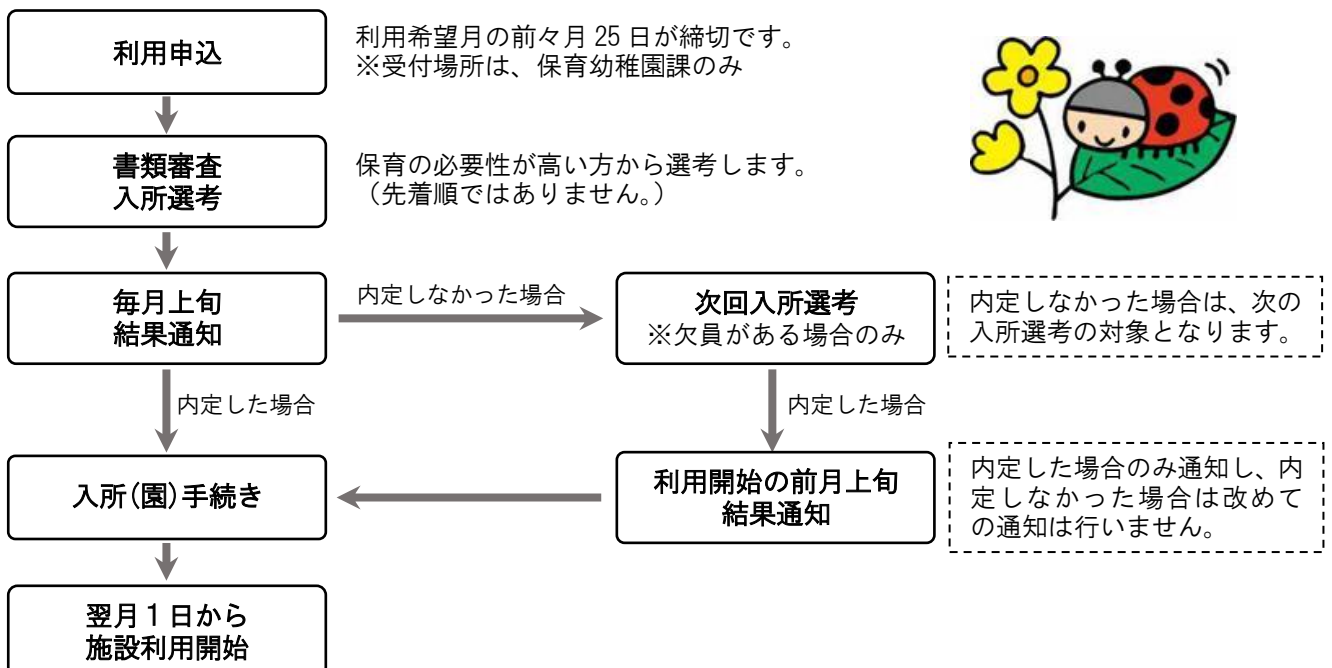
10 申込から利用までの流れ

※定員、保育士確保等の都合で利用できない場合があります。

【4月利用希望の場合】



【年度途中(5月以降)の利用希望の場合】



11 入園(所)選考

- (1) 三豊市特定教育・保育施設の利用に関する施設等利用選考基準に基づき選考します。
現在通っている保育施設等を継続利用できるとは限りません。
- (2) 選考結果は、「内定通知書」でお知らせします。
(5月以降の利用者は「事業所入所(園)承諾書」でお知らせします。)
- (3) 保育施設等の定員に余裕がない場合などは、利用できないことがあります。
また、第1希望の保育施設等に入園(所)できないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) なお、「支給認定証」については、認定事務に時間を要することから、「入所承諾書」を送付する時にあわせて通知します。
- (5) 保育料を滞納した場合(過去滞納分も含む)は、選考に影響します。

12 退園(所)

- ・住居移転、保育の必要性がなくなった等の理由で退園(所)希望する場合は、**退園(所)する日の10日前まで**に必ず保育施設等に申し出てください。
- ・2ヶ月を超える長期の欠席(入院、または母親の里帰り出産等に伴う欠席)は、一時退園(所)していただくことをお願いしています。(ただし、再利用の際に利用枠に空きがなく利用できない場合もあります。)

13 家庭状況等の変更に伴う届出について

利用申込後に、家庭状況に変更があった場合は、速やかに三豊市保育幼稚園課または保育施設等に届け出てください。

変 更 例	届 出
仕事を退職、または就職が決まった場合 勤務先の変更、勤務内容に変更があった場合	届出があった翌月からの変更となります。 変更申請は毎月20日が締切です。 ※20日が土・日・祝日の場合はその前の平日までに提出してください。
保育を必要とする事由に変更があった場合	
保育時間を変更する場合(標準時間⇄短時間)	
三豊市外へ転出する場合	転出する日程が決まり次第すみやかに届出てください。
三豊市内で住所を変更した場合	変更があればすみやかに届出てください。
氏名に変更があった場合	
その他家庭状況に変更があった場合(妊娠、婚姻、離婚等)	



14 保育料

3 歳児～5 歳児 無料

0 歳児～2 歳児 保育施設等保育料一覧表による

- (1) 保育料は、保護者の市民税所得割額の合計額で算定し、保育時間区分により決定します。
- (2) 保護者(原則として両親)の収入合計額が103万円に満たない場合は、別途同居親族も算定対象となります。
- (3) 保育料は、利用した日から保育施設等に在籍している期間、毎月納めていただきます。毎月25日(金融機関が休業日の時は翌営業日)に届出の預金口座から当月分を振替いたします。(※私立認定こども園・小規模保育事業所は直接施設へお支払いいただくようになります。納入方法は内定後、保育施設等へお問合せください。)
- (4) 令和6年4月分から8月分の保育料は、令和5年度の市民税所得割額で算定し、9月分から3月分の保育料は、令和6年度の市民税所得割額で算定します。市民税額の変更等により保育料が変更となる場合は、その旨通知します。
- (5) 税が未申告、税関係書類が未提出の場合は、仮保育料(最高額)で決定します。
- (6) 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の額を適用します。
- (7) 保育料の未納が3ヶ月を超える場合には、児童手当から天引きさせていただきますのでご了承ください。
- (8) 保育料の納入が確認できない場合は保育料に加えて督促手数料(100円)を納めていただくこととなります。
- (9) 保育料は、保護者等扶養義務者に負担していただくもので、利用と同時に納付義務が生じます。

【口座振替ができる金融機関】

- ・香川県農業協同組合
- ・香川銀行
- ・香川県信用組合
- ・百十四銀行
- ・観音寺信用金庫
- ・四国労働金庫
- ・高松信用金庫
- ・中国銀行
- ・香川県信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行

●三豊市保育料(令和6年度)

※公立保育所、私立保育所、認定こども園・小規模保育事業所も保育料の表は同じです。

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
		3号認定(3歳未満児)	
階層区分	定義	標準時間認定	短時間認定
第1	生活保護法による被保護世帯など	0円	0円
第2	第1階層を除き、市民税非課税世帯	0円	0円
第3	市民税の所得 割課税額の区分 が次の区分に該 当する世帯	48,600円未満	12,000円
第4		97,000円未満	23,500円
第5		169,000円未満	35,000円
第6		301,000円未満	44,000円
第7		397,000円未満	45,000円
第8		397,000円以上	45,000円

(備考)・市民税所得割額の計算には、寄付金控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別控除の適用はありません。

- ・保育施設または幼稚園等に通っている児童が2人以上いる場合は、2番目半額。
- ・現に扶養する子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の児童は、保育料が免除。

●保育料以外の主な経費(公立)

- ・給食費・・・無料(私立は主食費上限1000円、副食費上限4500円までが無料)
- ・日本スポーツ振興センター会費(災害共済)・・・年額240円
- ・その他・・・保護者会費(月額300円～500円)、月刊絵本代(400円程度)

※私立保育所・私立認定こども園及び小規模保育事業所の保育料以外に必要な経費は、各施設にお問合せください。

15 その他

- (1) 日曜日、休日、祝日、年末年始は休園(所)します。なお事前連絡により特別に休園(所)することがあります。
- (2) 通園(所)は、保護者の送迎を原則としています。
- (3) 入園(所)式、親子遠足、保育参観、運動会、生活発表会、修了式などがあります。保育施設等によって多少の違いがありますので、その都度、施設からお知らせします。
- (4) 申込み状況により、異年齢混合クラスとなることがあります。
- (5) 年度内の転園(所)は、非常に困難ですので、よく検討したうえでお申してください。
- (6) 保育施設等における事故等の損害賠償については、入園(所)時にお知らせします。

【問い合わせ】 各保育施設等、三豊市保育幼稚園課(Tel. 0875-73-3036)